

平成25年5月8日

養老町議会議長 松 永 民 夫 様

養老町斎苑特別委員会

委員長 水 谷 久美子

養老町斎苑特別委員会中間報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第47条第2項の規定により、下記のとおり中間報告を致します。

記

1. 検査に至った経緯

本年2月21日、議会全員協議会において、町長より、「本年1月中旬頃に、清華苑勤務の女性嘱託職員による清華苑使用料の着服事実が発覚し、その後、内部調査を行った結果、平成24年11月から平成25年1月までの3箇月間に、5件で20万1千円の着服事実の確認が取れたため、本日付でその嘱託職員を解任した。今後、刑事訴訟法第239条第2項により告訴する。」との報告を受けた。しかし、同日のマスコミへの発表の内容は、「町の内部調査では、平成22年4月から平成25年1月までの間に、約150件で1千万円以上の着服があった。」と公表しており、金額等についても議会に対する報告内容と大きく食い違いがあり、議会としては独自にこの事件に対し検証を行い、着服金額の確認と執行機関の事務処理の実態や真相を把握し、再発防止に向けての適正化を図り、また、今後の議会の監視機能や政策機能の発揮に万全を期すため、2月27日、議会全員協議会において、地方自治法第98条第1項に基づく斎苑の事務検査を行うための特別委員会を設置する旨、申し合わせをした。

そして、3月4日第1回定例会において、「養老町斎苑の事務検査に関する決議」を全会一致で可決し、本委員会の設置が決定した。

2. 「養老町斎苑の事務検査に関する決議」

(1) 検査事項

養老町斎苑「清華苑」の運営業務に係る事務処理に関する事項

(2) 検査方法

関係書類及び報告書の提出を求める。

検査は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により、委員10人で構成する養老町斎苑特別委員会を設置し、これに付託して行う。

(3)検査権限

本議会は、(1)に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を養老町斎苑特別委員会に委任する。

(4)検査期限

養老町斎苑特別委員会は、(1)に掲げる検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

3. 検査の仕方

地方自治法第98条第1項の規定に基づき、歳入に関しては、清華苑運営業務に係る使用料等の書類と清華苑元嘱託職員の雇用等に関する書類等を、また、歳出に関しては、物品購入費や施設管理費、電話使用料等に関する書類を、それぞれ提出を求め検査をした。また、説明員として関係職員の出席を要求し、必要に応じて説明を求め、質疑を行った。

なお、委員は、年度毎に三つのグループに分かれ、平成22年度から24年度の書類検査をそれぞれ行った。

4. 検査のため出席を求めた者

総務部長：問山孝通、 総務課長：田中信行

住民福祉部長：日比重喜、 生活環境課長：高木久之

会計管理者：安藤淳一

5. 委員会の開催状況

平成25年 3月 4日	第1回定例会開催 ・正副委員長を互選
3月18日	第1回養老町斎苑特別委員会開催 ・具体的な検査方法等について協議 ・検査書類（歳入関係）を決定
4月 2日～ 3日	第2回養老町斎苑特別委員会開催 ・歳入に関する書類検査、書類説明、質疑応答 ・次回検査書類（歳出関係）の決定
4月16日	第3回養老町斎苑特別委員会開催 ・歳出に関する書類検査、書類説明、質疑応答

5月 1日	第4回養老町斎苑特別委員会開催 ・ 中間報告書（素案）の確認
5月 8日	第1回臨時会開催 ・ 中間報告書を議長へ提出

6. 検査書類

(歳入関係)

- ・ 過去5箇年分の各個人の使用料の徴収等に関する書類一式
- ・ 開設から清華苑での公金の管理・運用方法に関する書類一式
- ・ 平成24年5月臨時会の財源更正に関する書類一式
- ・ 元清華苑嘱託職員からの一時預かり金に関する書類一式
- ・ その他、関係書類一式

(歳出関係)

- ・ 清華苑運營業務に係る町費支出証拠書(平成22年度～24年度)
- ・ 清華苑運營業務に係る歳出簿(平成22年度、23年度)
- ・ 清華苑運營業務に係る科目別支払状況表(平成24年度)

(人事関係)

- ・ 元清華苑嘱託職員の新規採用からの雇用の経緯、及び、現金出納員の辞令に関する書類一式（個人情報を除く）

7. 検査結果(現時点での判明事項)

(歳入関係)

(1)使用料収納体制の現状

ア 使用料の管理体制

使用料は、元嘱託職員が管理しており、清華苑事務室内金庫で一時保管し、金庫の鍵は、元嘱託職員の事務机の中にて保管していた。なお、釣り銭の管理をどのようにしていたか、本庁担当課では把握していない。

また、使用料の送金は、ある程度の日数分を元嘱託職員が本庁内の金融機関派出所に出向いて入金していたが、その後、銀行員が友引毎に清華苑へ集金に訪れることとなった。なお、土日等金融機関が休日の場合は、元嘱託職員と銀行員の調整により、次の友引の日の集金となる場合があるが、特に、平成23年度後半においては、元嘱託職員は、上司の指導があっても1箇月近く入金しない時もあった。

着服事件発覚後は、本庁担当課職員が清華苑へ毎日集金に出向き、本庁内の金融機関派出所において納入している。

イ 納付書と調定票の現状

施設利用申込書と納付書の作成や、使用料の受領手続きは、元嘱託職員と他の職員も携わっていたが、現金の管理と収入金の調定作業は、平成22年度以降、元嘱託職員が行っていた。なお、平成21年度までの調定作業も清華苑において行っていた。

納付書の様式は、施設利用者、町保管、清華苑保管用の三連複写の単票、手書きのタイプであり、設備名、金額は印刷されているが、通し番号は印刷されていない。また、数字等が見え消しで訂正されているものがあった。町外利用者にも、町内利用者用の納付書を兼用しており、町内利用者用の単価が入っているもの書き加えるなどして使用していた。

なお、送金の際には、収入金調定票を本庁担当課へ送付し、納付書の町保管分は、清華苑で保管していた。

ウ 確認事務の現状

本庁担当課職員においては、使用料取扱事務に関して、直接、清華苑に出向いての確認作業や、徹底した事務指導等がなされておらず、これまでも、入金が遅れることについて、元嘱託職員に対し注意はしていたものの、改善されるには至らなかった。また、年間使用料の減少について、町内に民間の斎苑が出来た事が原因として、平成23年度分斎苑費の財源更正を行い、使用料の見込額について1千5百万円程の減額補正をした。

更に、平成18年度初頭までの収入金調定通知書には、個人毎の利用状況が記入された明細書が添付されていたが、その後、財務会計システムが導入されてからは、全体の施設項目別の件数と使用料を記入したものに变更されており、個人の利用明細は確認できなくなった。

着服事件発覚後は、本庁担当課職員の集金の際に、収入金調定通知票に納付書の控えや個人毎の利用状況が記入された明細書を添えて提出している。

(2) 使用料横領の実態

ア 使用料横領の状況

本年1月中旬頃、本庁担当課長が清華苑予約受付簿と利用料表とをチェックした際、祭壇の使用だけがない葬儀に疑問を持ち、元嘱託職員に確認したところ、「祭壇の使用はなかった。」と回答したが、葬儀業者に確認をしたところ、「祭壇を使用した。」とのことであったため、再度問い質したところ、「祭壇を使用したことが後から分かったので、金額を訂正し差額分を徴収した。」との回答であった。しかし、施設利用者が祭壇使用料を含めた訂正前の領収書を所持されていたことから、元嘱託職員は着服

を認めた。

町は、2月21日付で元嘱託職員を解任、3月7日には告訴状を提出し、受理された。

イ 使用料横領金額の状況

町から議会への報告では、裏付けの取れた着服金額は、平成24年11月から本年1月までの3箇月間で、5件で20万1千円とされていたが、マスコミへの公表では、1千万円以上と報道されている。

本委員会において検査の結果、帳票等との整合性のない多額の使用料が確認され、それは、へい獣の処分費までに及んでいた。特に、平成23年度は他の年度に比べてかなり大きな金額であった。

本事件は、警察において現在も捜査中であり、最終的な着服金額は判明していないため、本委員会においても、検査による金額の公表は控えることとする。

なお、本年2月25日、元嘱託職員より1千万円の返還金があり、町は一時預かり金として保留している。

(3)横領事件とセキュリティの関連

使用料は、送金までの間、事務室内金庫にて元嘱託職員が管理しており、他の職員が確認することもなかった。また、事務室内が外部から見えないように、ガラスをふさいでいた。

着服事件発覚後は、取り外されている。

(歳出関係)

(1)現状

修繕費については、修繕箇所が発見された場合は、本庁担当課へ報告し、担当課から業者へ修繕依頼をしている。

湯飲み等の消耗品費については、現臨時職員については独断で購入することはなく、前もって本庁担当課の了解を得てから購入しているが、清華苑職員が量販店等へ出向き、直接購入してくる場合もある。なお、平成24年度においては、炉前室等の照明に交換の必要な電球が多くあり、省電力タイプの電球に交換したため、電球購入費が多かった。

電話使用料については、3回線分の契約があり、一般電話用、FAX用、公衆電話用の回線が引かれている。また、携帯電話が1台あり、友引の日や夜間などの連絡用に清華苑職員が持っている。

燃料代については、毎月、平均的な使用量である。

(人事関係)

(1)現状

養老町では、職員雇用の際の保証人は必要としておらず、また、臨時や嘱託職員について年齢制限の規定は特にない。

清華苑職員に対し、現金出納員の辞令は交付されていない。

平成22年4月に元嘱託職員を臨時職員として雇用の際は、公募はしておらずハローワークを通じての雇用でもない。また、平成24年10月からは、嘱託職員としての雇用となったが、その際には、副町長が2度程本人に会って会話した程度の確認だけであった。なお、同時期に、それまで清華苑に在職していた嘱託職員より退職の願い出があったため、その補充に伴う臨時職員の雇用については、公募を行っている。

8. 今後の検査

今回の報告は、あくまでも中間報告であり、本委員会がこれまで事務検査を行ってきた中で、いくつかの問題点や改善意見が出ているが、まだ、解明できていない事項も多々ある。今後も、検査を継続し、更に掘り下げて事件の原因を明確にし、その上で、最終報告を行う予定である。

養老町斎苑特別委員会委員名

	役 職	氏 名	備 考
1	委員長	水 谷 久美子	
2	副委員長	中 村 辰 夫	
3	委 員	田 中 敏 弘	
4	委 員	野 村 永 一	
5	委 員	早 崎 百合子	
6	委 員	吉 田 太 郎	
7	委 員	三 田 正 敏	
8	委 員	大 橋 三 男	
9	委 員	長 澤 龍 夫	
10	委 員	岩 永 義 仁	
11	議 長	松 永 民 夫	